

人口・社会統計部会の審議状況について (国民生活基礎調査) (報告)

1 部会の開催状況等

国民生活基礎調査(以下「本調査」という。)の変更に係る部会審議は計3回を予定。既に2回開催(11月6日及び11月30日)。今後、第3回を12月18日に開催し、その審議状況によっては12月28日(予備日)に第4回を開催。来年1月21日に開催予定の統計委員会において答申(案)を報告する予定(スケジュール全体については、7ページ(参考資料1)参照)。

2 部会における主な審議等

(1) 第1回部会(平成27年11月6日)

【審議の概要】(詳細は参考4参照)

- 「報告を求める事項の変更」について審議
 - 「世帯を離れている者の人数」 (2ページ参照)
 - 「がん検診の状況(20歳以上の者のみ)」 (3ページ参照)
 については **第3回部会で引き続き審議**
 また、「教育(15歳以上の者のみ)」については **第3回部会で審議**。また、これら以外の「報告を求める事項の変更」については **了承**
- 「報告を求める事項の変更」以外の事項について審議
 - 「その他統計ニーズへの対応」
 現行の5月の特定の1週間(第3週)における就業時間・就業日数に加え、新たに1か月間の就業日数を把握し、1年間の総労働時間を推計・把握したいという意見については、本調査が年1回の調査であることや、就業状況と所得(1年前)の把握時期にタイムラグが生じるといった問題があり、対応は困難であると考えられるが、貴重な意見をいただいたものとして整理

(2) 第2回部会(平成27年11月30日)

【審議の概要】(議事概要は次回統計委員会において報告予定)

- 前回答申における「今後の課題」である「非標本誤差の縮小等に向けた取組」への対応状況について審議
 - 本調査結果の推計方法等に係る情報を提示し丁寧な説明を求める意見。また、厚生労働省のウェブページにおいてこれらの情報公開を積極的に進めるべきとの意見
 - 非標本誤差の縮小に係る方策として、今後導入を検討している面接不能世帯を対象とする郵送回収の方法については十分な検証・検討が必要との意見
 - 未回収世帯に係る「欠票情報」の把握による検討・分析が今後の回収率向上方策を検討する上で有用との意見
 ➔ 厚生労働省において再度整理。**第3回部会で引き続き審議** (4ページ参照)
- 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況について審議
 - 所得票・貯蓄票の標本規模拡大について、予算が確保できなかったため試験調査の代替として地方公共団体等へのアンケート調査等を実施し検討。当該調査結果により困難とする回答に対し、より丁寧な説明が必要との意見
 ➔ 厚生労働省において再度整理。**第3回部会で引き続き審議** (6ページ参照)
- その他の審議事項については、**第3回部会で審議予定**

<第1回及び第2回部会における主な審議事項に係る具体的な審議状況>

① 「世帯を離れている者の人数」

調査実施者の変更案

【世帯票、世帯に係る事項】

これまで、社会福祉施設の入所者に包含して把握していた障害者支援施設の入所者を区分して把握するための選択肢を追加する。

これに伴い、「社会福祉施設に入所している者がいる」場合について、「3 老人福祉施設に入所している者がいる」「4 障害者支援施設に入所している者がいる」「5 3, 4以外の社会福祉施設に入所している者がいる」の3区分から選択する形式に変更する。

変更案

質問2 現在は、単身赴任などで世帯を離れているが、その前は、一緒にお住まいで生計を共にしていた方がいる場合は、あてはまるすべての番号に○をつけ、それぞれの人数を記入してください（いない場合は、7に○をつけてください。）。

| | | | | |
|---|---------------------------------|---|--------------------------|---|
| 1 | 単身赴任で世帯を離れている者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 2 | 学業のため世帯を離れている者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| | 社会福祉施設に入所している者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 3 | 老人福祉施設に入所している者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 4 | 障害者支援施設に入所している者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 5 | 3,4以外の社会福祉施設に入所している者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 6 | 病院に長期入院している（住民登録を病院に移している。）者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 7 | 1～6の者はいない | | <input type="checkbox"/> | 人 |

※：1～6に該当する方は、この調査の世帯員とはなりませんので、質問1の人数には含めないでください。

裏面に続きます。

現行

質問2 現在は、単身赴任などで世帯を離れているが、その前は、一緒にお住まいで生計を共にしていた方がいる場合は、あてはまるすべての番号に○をつけ、それぞれの人数を記入してください（いない場合は、6に○をつけてください。）。

| | | | | |
|---|---------------------------------|---|--------------------------|---|
| 1 | 単身赴任で世帯を離れている者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 2 | 学業のため世帯を離れている者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 3 | 老人福祉施設に入所している者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 4 | 社会福祉施設（老人福祉施設を除く。）に入所している者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 5 | 病院に長期入院している（住民登録を病院に移している。）者がいる | → | <input type="checkbox"/> | 人 |
| 6 | 1～5の者はいない | | <input type="checkbox"/> | 人 |

※：1～5に該当する方は、この調査の世帯員とはなりませんので、質問1の人数には含めないでください。

裏面に続きます。

【委員等の主な意見（第1回部会）】

- 社会福祉施設には様々な種類がある中で、選択肢の「老人福祉施設」、「障害者支援施設」、「それ以外の社会福祉施設」には、それぞれどのような施設があるのか、整理した資料を提示いただきたい。
- 現行の選択肢「4 社会福祉施設（老人福祉施設を除く。）に入所している者がいる」に該当する者の多くが障害者支援施設の入所者となっている状況にあるのか。社会福祉施設の施設種類ごとの入所者数が分かる資料を提示いただきたい。



【委員等の意見を踏まえた調査実施者の対応（第3回部会）】

意見等を踏まえた資料を作成しており、第3回部会において説明する。

② 「がん検診の状況（20歳以上の者のみ）」

調査実施者の変更案

【健康票】

過去1年間のがん検診の受診機会について、これまで「勤め先（家族の勤め先を含む）からののお知らせ」で受診した状況しか把握していなかったが、新たに「市区町村からののお知らせ」及び「その他」の選択肢を追加する。

変更案

※ 質問16、補問16-1のがん検診については、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中で受診したものも含みます。

質問16 あなたは過去1年間に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。

| | | | |
|---|----------|-------|---|
| 胃がん検診(胃がんによるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など) | 1 受けなかった | 2 受けた | どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。 1 勤め先(家族の勤め先を含む)からののお知らせ 2 市区町村からののお知らせ 3 その他 |
| 肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かたん)検査など) | 1 受けなかった | 2 受けた | どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。 1 勤め先(家族の勤め先を含む)からののお知らせ 2 市区町村からののお知らせ 3 その他 |
| 子宮がん検診(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など) | 1 受けなかった | 2 受けた | どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。 1 勤め先(家族の勤め先を含む)からののお知らせ 2 市区町村からののお知らせ 3 その他 |
| 乳がん検診(乳房レントゲン撮影や乳房超音波(エコー)検査など) | 1 受けなかった | 2 受けた | どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。 1 勤め先(家族の勤め先を含む)からののお知らせ 2 市区町村からののお知らせ 3 その他 |
| 大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など) | 1 受けなかった | 2 受けた | どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。 1 勤め先(家族の勤め先を含む)からののお知らせ 2 市区町村からののお知らせ 3 その他 |

現行

※ 質問16、補問16-1のがん検診については、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中で受診したものも含みます。

質問16 あなたは過去1年間に、下記5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、勤め先(家族の勤め先を含む)での受診状況をお答えください。

| | | | |
|---|----------|-------|---|
| 胃がん検診(胃がんによるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など) | 1 受けなかった | 2 受けた | 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ |
| 肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かたん)検査など) | 1 受けなかった | 2 受けた | 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ |
| 子宮がん検診(子宮の細胞診検査など) | 1 受けなかった | 2 受けた | 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ |
| 乳がん検診(乳房レントゲン撮影や乳房超音波(エコー)検査など) | 1 受けなかった | 2 受けた | 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ |
| 大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など) | 1 受けなかった | 2 受けた | 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ |

【委員等の主な意見（第1回部会）】

- 本設問の選択肢の順番について、質問15「健診等の受診状況等」と同様に、「市区町村」、「勤め先」の順番にした方が報告者に混乱を与えないのではないか。
- どこからの「お知らせ」で受診したかと実際にどこで受診したかは必ずしも一致しない。今後、がん対策上、より必要かつ重要なことは、どこで受診したかというデータを把握することである。



【委員等の意見を踏まえた調査実施者の対応（第3回部会）】

意見等を踏まえた修正案を作成しており、第3回部会において説明する。

③ 「非標本誤差の縮小等に向けた取組」

統計委員会諮問第 45 号の答申（平成 25 年 1 月 25 日付け府統委第 7 号） における「今後の課題」の記述内容

前回答申の課題^(注1)である非標本誤差の縮小及び基本計画^(注2)における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策は、重要な事柄である。その重要性に鑑み、平成28年の大規模調査の企画までにこれらの方策の有効性について検証して、その結果を当該調査に反映させる必要がある。

また、中・長期的には、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について、これまでの厚生労働省における検討の結果等も踏まえ、引き続き取り組む必要がある。

(注1) 「諮問第21号の答申 国民生活基礎調査の変更について」（平成22年1月25日付け府統委第8号）において、今後の課題として、「本調査における非標本誤差の縮小に向け、平成22年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、調査票回収率の向上策（※平成22年に実施される本調査から、所得票の自計方式化や集合住宅の管理人等に対する自治体職員による協力依頼の実施などの措置を採用）の効果を検証する必要があるほか、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んできていることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。」ことが指摘されている。

(注2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。」ことが指摘されている。



【調査実施者の説明内容（第2回部会）】

- 平成 28 年調査の体系について説明 ➡ 9 ページ（参考資料 2）参照
- 過去 3 回の大規模調査（平成 19 年、22 年及び 25 年調査）に関し、各調査票の調査結果における世帯（世帯員）の分布（世帯類型別、世帯主年齢階級別等の世帯（世帯員）数・構成割合等）について説明^(注1) ➡ 11 ページ（参考資料 3）参照
(注1) 総じて、少子化、高齢化、核家族化が進んでいる結果となっている等
- 平成 22 年国勢調査結果と本調査の平成 22 年調査結果における世帯類型別、世帯主年齢階級別、地域別の世帯数の分布との比較について説明^(注2)
➡ 19 ページ（参考資料 4）参照
(注2) 平成 22 年国勢調査結果と比べて、都市部を中心に、若年層において、単身世帯、単身以外の世帯については本調査結果が少なくなっており、また、40 歳以上の単身以外の世帯については本調査結果が多くなっている等
- 平成 19 年～26 年調査における回収率向上への取組内容及び回収率について説明
➡ 27 ページ（参考資料 5）参照
- 集計値を補正する理論の利用可能性に関し、有識者による本調査の標本設計・推定手法等に関する研究結果（平成 23 年 3 月）について説明^(注3)
(注3) 世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について、傾向スコアという方法により所得額を推計し、調査対象世帯全体の総所得の補正の可能性を検討した結果、一定の有効性は確認できたものの、補正方法には幾つかの手法があり、どれか一つの手法を補正手段として有効であると特定することはできなかったこと等



【委員等の主な意見（第2回部会）】

- 本調査では、どのような推計方法等により統計を作成しているのか、具体的な情報を示してほしい。
- 調査結果の分布に関して母集団情報をどれだけの確に反映しているかという観点から、平成22年国勢調査結果と推計値である本調査の平成22年調査結果と比べた場合、世帯数に差異が生じている理由について説明してほしい。
- 厚生労働省のウェブページ上に掲載されている情報は、推計方法等に限定されている。抽出方法等が掲載されていないため、研究者からみても分かりにくい。これらの情報は、既に現在行っていることに関するものであり、アカウントビリティを果たすとともに、本調査結果に対する信頼性を確保する上でもきちんと公開することが必要ではないか。
- 非標本誤差の縮小を図る観点から、面接不能世帯を対象に「郵送回収」を導入する方向で検討するとのことであるが、「郵送回収」しても調査票の記入内容の正確性が確保されないおそれもある中、具体的にどのような実効性のある取組を考えているのか。
- 未回収世帯に係る「欠票情報」の把握^(注)はとても重要であり、今後の回収率向上に向けた方策を検討する上で有用な情報が得られるものと考えており、このような取組を検討することが必要ではない。

(注)「欠票情報」は、欠票理由として考えられる①死亡、②転居、③住所不明、④長期不在（入院・入所等）、⑤長期不在（入院・入所等以外）、⑥一時不在、⑦拒否、⑧面接不能等の事由をあらかじめ「単位別世帯名簿」上に一覧的な形で記載し、調査員は該当する番号を「単位別世帯名簿」中の所定の欄に記載する形とするなど、調査員にあまり負担をかけないで把握する方法が考えられる。



【委員等の意見を踏まえた調査実施者の対応（第3回部会）】

意見等を踏まえ、再度整理・検討し、第3回部会において説明する。

④ 「所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大」

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）
における指摘事項の記述内容

国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する（平成28年調査の企画時期までに結論を得る。）。



【調査実施者の説明内容（第2回部会）】

- 平成26年に実施を予定していた試験調査は、予算が確保できなかったことから実施することができなかった。このため、試験調査に代わる方法として、本調査の調査ルート（調査系統）である地方公共団体（保健・福祉部局）等を対象に、調査事項を大幅に縮減した新調査票案によって、①郵送調査の導入、②調査時期の統一化、③調査ルートの一元化、④コールセンターの導入等といった方策によって実施した場合の実施可能性等を検討するため、アンケート調査等を実施した。
- その結果、①大幅な調査事項の削減によっても、調査対象者及び地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、②削減される調査事項の中には厚生労働行政の根幹に関わるものが多く、失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること、③調査時期の統一及び調査ルートの一元化によっても、増加する業務に支障なく対応することについて地方公共団体の組織体制により実情に大きな差があることなどから、事実上困難である。



【委員等の主な意見（第2回部会）】

- 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応として、試験調査が実施できないことの代替として実施した地方公共団体等へのアンケート結果や有識者検討会等を踏まえ、所得票及び貯蓄票について標本規模の拡大ができないと整理しており、現場の声としては理解できるが、これについては慎重に検討すべきであり、より丁寧な説明が必要ではないか。



【委員等の意見を踏まえた調査実施者の対応（第3回部会）】

意見等を踏まえ、再度整理・検討し、第3回部会において説明する。